

第20回 海上物流等WG 議事要旨

1. 日時 : 平成27年11月13日(金) 13:30~15:30
2. 場所 : ソリッドスクエア西館1階 第2会議室
3. 議事の概要

相互に競争関係にある複数の会社において、カルテルまたはそれと疑われる行為が惹起されることがないように、独占禁止法及び関係法令並びに諸外国の競争法令の順守を原則とし議論を行った。

(1) 議題

① 第19回WGの意見等報告

○ 事務局(センター)から、資料1に基づき説明の後、意見交換を行った。

② マイナンバー(法人番号)に係る対応<4>

○ 事務局(センター)から、資料2に基づき説明の後、意見交換を行った。

③ 輸出入申告項目等の見直し<3>

○ 事務局(センター)から、資料3に基づき説明の後、意見交換を行った。

④ サブWG検討結果:出港前報告制度に係る関連業務の見直し<3>

○ 事務局(センター)から、資料4に基づき説明の後、意見交換を行った。

⑤ 船卸港枝番の入力運用変更に伴う「積荷目録状況照会(IMI)」業務の変更案<2>

○ 事務局(センター)から、資料5に基づき説明の後、意見交換を行った。

⑥ 危険物明細書のシステム化<3>

○ 事務局(センター)から、資料6に基づき説明の後、意見交換を行った。

⑦ 船腹予約業務のシステム化<3>

○ 事務局(センター)から、資料7に基づき説明の後、意見交換を行った。

(2) 意見交換の概要

◆ マイナンバー(法人番号)に係る対応<4>

○ マイナンバーの件での確認となるが、国税庁で運用されている和文を英文でNACCSに取り入れるためにJASTPROの手続きが必須とされることに違和感を覚えるが、これは英文情報の収集や管理等をNACCSが行うことが困難なため実績のあるJASTPROを利用するということであり、JASTPROの運用管理に必要なコストが発生することは止むを得ないため、有償としてのJASTPROのコード管理が継続するという理解でよろしいか。

(委員)

⇒ ご認識のとおりである。コード管理に必要なコストを誰が負担するかという点に関しては、3つのパターンが考えられる。①国負担、②NACCSの

利用料金（NACCSの中で使用するコードとして、その管理費用等をNACCSのご利用者全員の皆様に、業務料金として薄くご負担いただく。）、③裨益者負担（法人番号の利用による住所・名称の自動補完、口座利用等の「便利機能」を使う場合は、便利な機能を使いたい方＝輸出入者様にご負担いただく）。次期ではこれらのうち、③のパターンを採用したいということである。（事務局）

◆ 船卸港枝番の入力運用変更に伴う「積荷目録状況照会（IMI）」業務の変更案<2>

○（資料5、P.9について）「積荷目録提出（DMF）」業務で入力する運航船会社航海番号が、「積荷目録情報登録（MFR）」業務等で登録している運航船会社航海番号と一致しない場合にはエラーとなるのか。（委員）

⇒ 該当するものが一件もなければエラーとなるが、一件でも存在すればその一件分のDMF業務が行われることとなる。（事務局）

○ 各本船利用船会社が運航船会社航海番号を登録する際に、番号が二通り（正しい番号（例：013E）と間違った番号（例：013EW））登録された場合、013Eにより後続業務を行うと013EWで登録されているものは「船卸確認登録（一括）（PKI）」業務が行われないのか。（委員）

⇒ そのとおりである。（事務局）

○ 仮に運航船会社航海番号を間違えた場合は後続業務不可のため、船会社側で新たに航海番号の訂正が必要となる。その場合は一件毎に「積荷目録情報訂正（積荷目録提出業務前）（CMFO1）」／「積荷目録情報訂正（積荷目録提出業務後）（CMFO2）」業務を実施することになるが、CMFO1／02業務では、一件一件呼び出すため時間がかかる。そのためDMF業務が終了し急遽訂正をする場合に、週末などはPKI業務等までにあまり時間がないので非常に厳しい状況となる可能性がある。従って、間違った場合における船会社の訂正方法について、例えば、一括で訂正を可能とするような機能の提供についてご検討いただきたい。（委員）

⇒ 運航船会社航海番号の一括訂正は当該項目がシステムキーとなっていることもあり、困難と思われるが、改めて検討させていただく。なお、運航船会社航海番号を間違えるケースは、現在の船卸港枝番誤りの場合と同様の処理になるものと考えている。（事務局）

◆ 危険物明細書のシステム化<3>

○ 前回のサブWGでの提案を踏まえて、先日、いくつか意見・質問事項を提出させていただいているが、それらについては継続して検討いただけるということ

とでよろしいか。(委員)

⇒ サブWG後に提出いただいた意見・要望等は時間の関係もあり反映が行われていない。基本的には本日提案した仕様をベースに進めていきたいとは考えているが、先般、提出いただいた意見・要望については、改めて意見交換をさせていただき、必要があれば見直しを検討させていただきたい。(事務局)

○ 業界関係者から意見と要望があったのでこの場でお伝えしたい。危険品明細のシステム化については、赤紙(危険物明細書)の提出という部分だけがシステム化の対象とされている印象がある。実際は、ブッキングの段階から危険品に関しては船会社に伝えており、それを元に積載可能かを船社側が決められていると考えられるため、その段階から情報化が図られれば、入力の負担軽減に繋がるのではないかと。また、白紙(危険物又は有害物事前連絡表)に関しては従来どおり紙での運用が残ることになる。この点も、港湾労災防止協会等の関係者がNACCSのプレーヤーに加わっていただければ、システム化が実現できるのではないかと。このような点も含めて全体的にシステム化が図られれば非常に助かる、とのご意見をいただいているので、よろしくお願ひしたい。(委員)

⇒ 危険品明細に係る前段階の業務としては、次期で提供する船腹予約からブッキングまでの一連の業務があるが、これら業務との連携を考慮するためには、時間的(検討期間)に厳しく、また、船腹予約関連業務もどのように運用されていくのか見えないという状況もあることから、ご要望に関しては、将来的な課題として検討させていただくこととしたい。また、白紙の電子化・ペーパーレス化については収入印紙の問題があるためハードルは高いと思われるが、これも将来に向けての検討課題とさせていただきたい。(事務局)

◆ 船腹予約業務のシステム化<3>

○ 船腹予約業務はコンテナ貨物が対象か。危険物明細書のシステム化についてはコンテナ貨物が対象と記載されていたので、船腹予約業務の資料にも明記してほしい。(委員)

⇒ 船腹予約業務も当面はコンテナ船のみを対象として考えている。資料に追記のうえ、ホームページに掲載させていただく。(事務局)

以上